

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1040号)

平成24年4月10日

横情審答申第1040号
平成24年4月10日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
ご質問について（答申）

平成23年2月18日道建第5493号による次のご質問について、別紙のとおり答申します。

「過去2年間の道路局と東急建設との協議関連資料」の一部開示決定に対する
異議申立てについてのご質問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「過去2年間の道路局と東急建設との協議関連資料」を特定し、一部開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「過去2年間の道路局と東急建設の間で行った打合記録（議事録・メモ函面等関連書類一式）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年11月24日付で「東急建設との打ち合わせメモ（H20.11.6～H21.9.18）」（以下「文書1」という。）、「東急建設との打ち合わせメモ（H21.11.17～H22.1.27）」（以下「文書2」という。）、「都市計画道路舞岡上郷線整備への対応について（依頼）」（以下「文書3」という。）、「平成21年8月28日道建第2740号によるご依頼について（回答）」（以下「文書4」という。）、「都市計画道路舞岡上郷線整備への対応について（回答）」（以下「文書5」という。）「横浜市都市計画道路舞岡上郷線暫定供用部の補強対策について」（以下「文書6」という。）及び「横浜市都市計画道路舞岡上郷線暫定供用部の補強対策について（回答）」（以下「文書7」という。文書1から文書7までを総称して以下「本件申立文書」という。）を特定し、一部開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定した理由及び横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第4号及び第6号に該当するため一部を非開示とした理由は、次のように要約される。

(1) 本件申立文書の特定について

都市計画道路舞岡上郷線（上郷地区）（以下「本件道路」という。）の暫定供用部の補強対策について、本件請求が行われた平成22年11月2日から過去2年間（平成20年11月2日から平成22年11月1日までの期間。以下「本件請求期間」という。）に道路局と東急建設株式会社（以下「東急建設」という。）との間で行われた協議（以下「本件協議」という。）に係る文書を特定した。なお、平成22年1月

28日から同年11月1日までの期間（以下「対象期間」という。）には本件協議を7回行ったが、打合せメモは作成しなかった。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

文書1、文書2及び文書4に記載された東急建設の従業員の個人名については、特定の個人を識別できることから、本号に該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

文書3から文書7までに押印されている東急建設の代表者の印影及び東急建設の代理人弁護士の印影は、これを開示することにより印影を模倣した印を作成され、又は印影を複写することにより、財産を保護できなくなるおそれがあることから本号に該当し、非開示とした。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号柱書の該当性について

文書1及び文書2に記載された本件協議の記録（以下「本件協議記録」という。）には、横浜市の交渉担当者が、交渉において発言した意図や、東急建設の発言を横浜市の交渉担当者がどのように捉えたかが、ありのままに記録されている。本件協議記録は、道路局と東急建設の相互において確認を行い確定をした内容ではなく、公にされることを前提にしていない。

本件協議記録を開示すると、協議及び交渉において発言した内容が公にされるとの懸念から、今後同種の協議及び交渉案件において、当事者双方が検討段階の暫定的方針や忌たんのない意見等を表明することを控えることになりかねず、今後同種の事務事業を行うに当たり、協議自体を拒む事業関係者が出てくることも考えられる。このことにより、同種の協議及び交渉の率直な意見交換が不当に損なわれ、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、将来において本件道路を都市計画決定された4車線の道路として横浜市が整備する場合には、切り回し道路の用地として東急建設の所有地を一時使用する必要があるなど、東急建設との間に構築された信頼関係を維持していく必要がある。本件協議記録が開示されるとなれば、横浜市と東急建設の間で築き上げてきた信頼関係が損なわれ、今後本件道路を整備する上で、東急建設から必要資料の提示等の協力を得ることができなくなり、道路整備事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本件協議記録は、本号柱書に該当する。

イ 条例第7条第2項第6号イの該当性について

本件協議記録には、訴訟を視野に入れた内容が記録されている。したがって、本件協議記録は、開示することにより訴訟対応事務に支障を来たすおそれがあるため、本号イに該当する。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という、）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関は、対象期間に本件協議を7回行ったと説明している。しかし、この7回の協議に関する打合せメモ及び取り交わされた文書が開示されていない。この7回の協議は、本件協議において最も重要なものと考えている。打合せメモを作成していないというのは理解できない。
- (2) 条例第7条第2項第6号により非開示となっている本件協議記録の開示を求める。なお、同項第2号及び第4号による非開示については争わない。
- (3) 実施機関は、非開示の理由として条例第7条第2項第6号イを適用しているが、開示することによってなぜ道路局の訴訟対応事務に支障を来たすのか。因果関係が理解できない。
- (4) 実施機関は、道路局と東急建設との関係が良好な状態にあり、信頼関係が構築されているかのごとく述べているが、実態は大きく異なる。また、事実を市民に知らせると東急建設から必要な資料の提示が得られなくなると断言している。裏を返せば市民に知らせると不都合が生じる不健全な状態に東急建設となっていることを自認しているものと考える。
- (5) 本件道路は、開通してから20年経つにもかかわらず、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく市道区域の決定や当該決定に係る告示もできないという異常な状態が継続している。また、市民が日常使用している市道の街路灯の電気代金を、本件道路の沿線で開発事業を予定している東急建設が20年間も支払っているのは、当該開発事業に係る利権に絡む問題である。
- (6) 道路局は、開示することによって東急建設との間の信頼関係が損なわれることや、今後の事業の遂行に支障が出ることを心配している。もしそのような心配があるのなら、懸案事項を解決し、市民の心配を払底すべきである。未払いの工事代金や街路灯電気代金はいずれ請求される。その代金には日々金利が付いているのであり、それを支払う代金は市民の税金である。このような不正常な状態は道路局の責任において一日も早く解決すべきであり、申立人はこのような状態を解決すべく努力を

している。本件協議記録が開示されることによりその原因が分かれば、市民として道路局に適切なアドバイスができると考えている。

5 審査会の判断

(1) 本件道路の整備に係る経緯と本件協議について

本件道路は、都市計画道路舞岡上郷線のうち、港南区港南台八丁目から栄区上郷町を結ぶ区間である。横浜市は、当該区間について暫定的に整備を行い、平成2年から2車線の道路として一般交通の用に供している。

横浜市は、本件道路の道路構造物等について、経年劣化に伴う対策を早期に講じるよう市民から要望されていた。しかし、当該道路構造物等の一部は、沿線で土地利用を予定している東急建設の協力を受けて築造されたため、その帰属関係が十分に整理されていなかった。また、過去に作成された行政文書が既に廃棄されており、整備経緯等が不明確な状況であった。

本件協議は、道路局がこのような状況の下で本件道路の補強・補修工事を実施するに当たり、建設の経緯と事実関係を整理し、当該道路構造物等の維持管理や今後の整備の方針等について検討するために、東急建設との間で行われたものである。

(2) 本件申立文書について

実施機関は、本件請求期間に係る協議の内容について記録した「打合せメモ」と題する文書（以下「打合せメモ」という。）及び本件請求期間に道路局と東急建設の間で取り交わした文書である文書3から文書7までを特定している。

ア 文書1は平成20年11月6日から平成21年9月18日までの期間に行われた9回の、及び文書2は同年11月17日から平成22年1月27日までの期間に行われた4回の本件協議に係る打合せメモである。打合せメモには、打合せの件名、場所、日時、道路局側の出席者の所属及び氏名、東急建設側の出席者の所属及び氏名並びに横浜市及び東急建設の主張が記載されている。

イ 文書3は、道路局が平成21年8月28日付で、本件協議に係る事項について、東急建設に文書により回答することを決定した起案文書で、依頼文本文、案内図、位置図、平成2年8月23日に道路局と東急建設との間で取り交わした覚書（以下「覚書」という。）及び起案用紙で構成されている。

ウ 文書4は、東急建設が平成21年10月23日付で、文書3の回答として道路局に提出した文書である。

エ 文書5は、道路局が文書4に対して、東急建設に平成21年11月30日付で文書に

より回答することを決定した起案文書で、回答文本文、案内図、位置図、覚書及び起案用紙で構成されている。

オ 文書6は、東急建設が平成22年2月23日付で、本件道路の暫定供用部の補強対策についての考え方を、道路局に対して示した文書である。

カ 文書7は、道路局が文書6に対して、東急建設に平成22年3月9日付で回答することを決定した起案文書で、回答文本文、覚書及び起案用紙で構成されている。

キ 実施機関は、文書1、文書2及び文書4に記載された東急建設の従業員の氏名を条例第7条第2項第2号に該当するとして、文書3から文書7までに押印された法人代表者等の印影を同項第4号に該当するとして並びに文書1及び文書2に記載された本件協議記録を同項第6号に該当するとして、それぞれ非開示としている。

申立人は、意見陳述において同項第2号及び第4号の非開示については争わないと述べているため、当審査会としては対象行政文書の特定及び同項第6号の該当性について以下検討する。

(3) 対象行政文書の特定について

ア 実施機関は、対象期間に東急建設と協議を7回行ったが、打合せメモを作成していないと主張している。一方で申立人は、この7回の打合せに係る打合せメモ及び対象期間に取り交わされた文書について特定し、開示を求めると主張していると解される。そこで、当審査会は、平成24年1月27日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件協議については、道路局建設部建設課が実施機関の窓口となっていた。本件請求に関しては、同課で保有している文書を特定した。

(イ) 異議申立てを受けて、念のため道路局の各課に確認したが、本件協議を行ったという記録はなかった。また、本件道路は、港南区と栄区にまたがる道路であるため、両区の土木事務所にも確認したが、本件協議を行ったという記録はなかった。

(ウ) 本件請求に対しては、本件処分のほか、平成22年7月16日に東急建設から提出を受けた「開発事業者から提出された資料（開発の考え方を記載したもの）」（以下「別決定文書1」という）及び道路局が平成22年7月22日付で東急建設に対して工事関係書類の写しの提供を依頼した文書である「都市計画道路舞岡上郷線（上郷地区）の工事関係書類写しの提出依頼について」（以下

「別決定文書 2」という。)を全部開示決定している。

(I) 対象期間における初回の打合せは、平成22年2月に文書6の文案を用いて行った。また、2回目の打合せは同年3月に文書7を用いて行った。

同年4月には、本件道路の道路構造物の帰属・補修に関しては、専門家の見解を得てから工事発注等の対応を行うことが望ましいと考え、その方法について道路局内で検討した。その結果、有識者によって構成される舞岡上郷線検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置し、その見解を得て、方向性を決定していくことになった。このため、それ以降は検討委員会の開催に向けた事務手続に着手し、東急建設との打合せは、検討委員会の開催、検討内容及び結果について、記者発表資料、検討委員会資料及び中間報告書について説明をしたり、正式な文書の取り交わしやその文案を検討する場となった。したがって、対象期間において、道路局と東急建設の間で具体的な協議を行うことはなく、打合せメモを作成しておく必要はなかったため、打合せメモは作成していない。

(オ) 打合せメモを作成しなくても、業務上の支障はなかった。例えば上司への説明や報告は、東急建設から提出を受けた文書や正式な文書を作成するための起案文書及び検討委員会の資料を用いて行った。

(カ) 別決定文書2を作成するに当たり、東急建設から示された文書名を記録したメモ(以下「本件メモ」という。)を作成したが、別決定文書2を交付するための起案が決裁された時点で、本件メモは廃棄した。

(キ) 本件協議において東急建設との間で取り交わした文書は、文書3から文書7まで、別決定文書1及び別決定文書2が全てであり、ほかには作成し、又は取得しておらず保有していない。

イ 実施機関は、対象期間における初回の打合せは、平成22年2月に文書6の文案を用いて、2回目の打合せは同年3月に文書7を用いて行ったため、本件道路の道路構造物の帰属・補修に関する具体的な協議を行うことはなく、これらの打合せにおいて、打合せメモは作成していないと説明している。

文書6及び文書7は道路局と東急建設の間で正式に取り交わされた文書であり、初回と2回目の打合せはこれらの文書又はその文案を用いて行ったため、道路局と東急建設の間で本件道路の道路構造物の帰属・補修に関する具体的な協議を行うことはなく、これら2回の打合せにおいて打合せメモを作成していなかったと

いう実施機関の説明は不自然とはいえない。

ウ 実施機関は、平成22年4月以降は、本件道路の道路構造物の帰属・補修に関することは、検討委員会を設置し、その見解を得て方向性を決定していくことになり、道路局と東急建設の間で具体的な協議を行うことはなく、打合せメモを作成しておく必要はなかったと説明している。

検討委員会については、その組織、運営及び会議の公開について必要な事項を定めた「舞岡上郷線検討委員会の設置及び運営に関する要綱」及び「舞岡上郷線検討委員会の公開に関する要領」が平成22年6月3日に制定されている。また、第1回の会議が同月29日に開催され、同年12月7日には検討委員会の報告書である「舞岡上郷線の安全性の向上について」を市長あてに提出していることが認められる。

エ これらの検討委員会の経過を踏まえて検討すると、同年4月以降の東急建設との打合せは、検討委員会の開催、検討内容及び結果について説明をしたり、正式な文書の取り交わしや文案の検討をする場となったので、東急建設との間で本件道路の道路構造物の帰属・補修に関する具体的な協議を行うことはなく、打合せの記録を作成しておく必要はなかったという実施機関の説明は不自然とはいえない。

また、対象期間に、本件道路の道路構造物の帰属・補修に関して、道路局と東急建設の間で取り交わした文書は、文書3から文書7まで、別決定文書1及び別決定文書2が全てであるという実施機関の説明を覆すに足る事情は見受けられない。さらに、本件メモを、別決定文書2を交付するための起案が決裁された時点で廃棄したという説明は不自然とはいえない。

(4) 本件協議記録の条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものイ・・・争訟・・・に係る事務に関し、市・・・の財産上の利益・・・を不当に害するおそれ」があるものについては、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書1及び文書2に記録された本件協議記録を公にすることにより、今後同種の協議及び交渉案件において、当事者双方が検討段階の暫定的方針や忌たんのない意見等を表明することを控えることになりかねず、今後同種の事

務事業を行うに当たり協議及び交渉の率直な意見交換が不当に損なわれ、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号に該当すると主張している。

ウ 本件協議記録には、本件道路の補強・補修工事を実施するに当たり、建設経緯と事実関係の確認、仮設構造物の維持管理や今後の整備に関する課題等について、道路局と東急建設の担当者間で話されたやり取りが具体的に記録されており、協議内容が詳細に把握できるものであると認められる。また、本件協議は、本件道路の課題等について、道路局と東急建設の担当者が、当事者間以外には公表されないという双方の信頼関係を前提として忌たんのない意見を交わしたものであり、その内容を記録した本件協議記録は、公にされることを前提として作成されたものではないことが認められる。

このような本件協議記録を公にすると、今後同種の協議及び交渉における相手方との信頼関係が損なわれるだけでなく、当事者双方が検討段階の暫定的方針や忌たんのない意見等を表明することを控えることになりかねず、今後の同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本件協議記録は本号柱書に該当する。

エ 実施機関は、本件協議記録を本号イに該当するとして非開示としている。しかし、前記ウで述べたように、本件協議記録は本号柱書に該当するから、改めて本号イの該当性を判断するまでもない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、本件協議記録を条例第7条第2項第6号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年2月18日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成23年2月24日 (第179回第一部会) 平成23年2月25日 (第186回第二部会) 平成23年3月4日 (第115回第三部会)	・諮問の報告
平成23年3月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年5月10日	・実施機関から一部開示理由説明書(追加)を受理
平成23年5月30日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成23年10月5日	・実施機関から一部開示理由説明書(追加)を受理
平成23年10月25日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成23年11月11日 (第202回第二部会)	・審議
平成23年12月9日 (第204回第二部会)	・審議
平成24年1月13日 (第205回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成24年1月27日 (第206回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成24年2月24日 (第208回第二部会)	・審議
平成24年3月9日 (第209回第二部会)	・審議